

＝概要版＝

第3次 名張市人権施策基本計画

2018年度～2025年度

第3次 名張市人権施策基本計画

基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

名張市人権施策基本計画の第一次改定から10年近くが経過する中で、「障害者差別解消推進法」をはじめ、「ヘイトスピーチ解消推進法」、「部落差別解消推進法」といった具体的な人権課題に関わって、差別解消の推進を目的とする法律の施行や社会情勢の変化などを受けて、分野別人権課題について新たな問題提起がなされ、これらに対応するため「第3次名張市人権施策基本計画」を策定します。

2 基本理念

名張市総合計画「新・理想郷プラン」を踏まえ、この計画の基本理念を、「あらゆる差別を解消し、市民一人一人の人権が保障され、共に支え合い助け合いながら、自分らしくいきいきと暮らせるまちの実現」とします。

3 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

この計画は、2000（平成12）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づくものです。この法律では、人権教育及び人権啓発に関する施策の策定、実施について、国、地方公共団体の責務であると定めています。

また、この計画は、2016（平成28）年4月以降施行されている「障害者差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消推進法」、「部落差別解消推進法」に基づくものでもあります。これらの法律は、障害者、被差別部落出身者に対する差別、ヘイトスピーチを解消するための施策の推進を国、地方公共団体の責務であると定めています。

これらの趣旨を踏まえ、本市における人権教育及び人権啓発をはじめとする各施策を、各行政分野で推進するための基本的な指針となるものとして、この計画を策定します。

(2) 名張市総合計画との整合

この計画は、名張市総合計画「新・理想郷プラン」が定めた本市の将来像を、人権教育及び人権啓発の各施策の推進により目指すものとして、「新・理想郷プラン」との整合を図り、各行政分野における施策を人権の視点で整理したものとしました。

(3) 計画の期間

この計画は、2018（平成30）年度を初年度とし、「新・理想郷プラン」の最終年度である2025年度までの8か年計画として策定します。ただし、各分野の人権課題に関わって、法律の制定や改正、制度の創設や改廃、人権課題を取り巻く社会情勢の変化、また、この計画の期間中に実施予定の人権に関する市民意識調査の結果などにより、必要に応じて適宜、部分的な見直しを行うものとします。

4 計画の体系

◇ 基本理念

あらゆる差別を解消し、
市民一人一人の人権が保障され、
ともに支え合い助け合いながら、
自分らしくいきいきと暮らせるまちの実現

◇ 基本方針

- (1) 人権尊重の意識づくり
- (2) 人権文化の風土づくり
- (3) 人権尊重の支援体制づくり
- (4) 市民協働による人権尊重のまちづくり

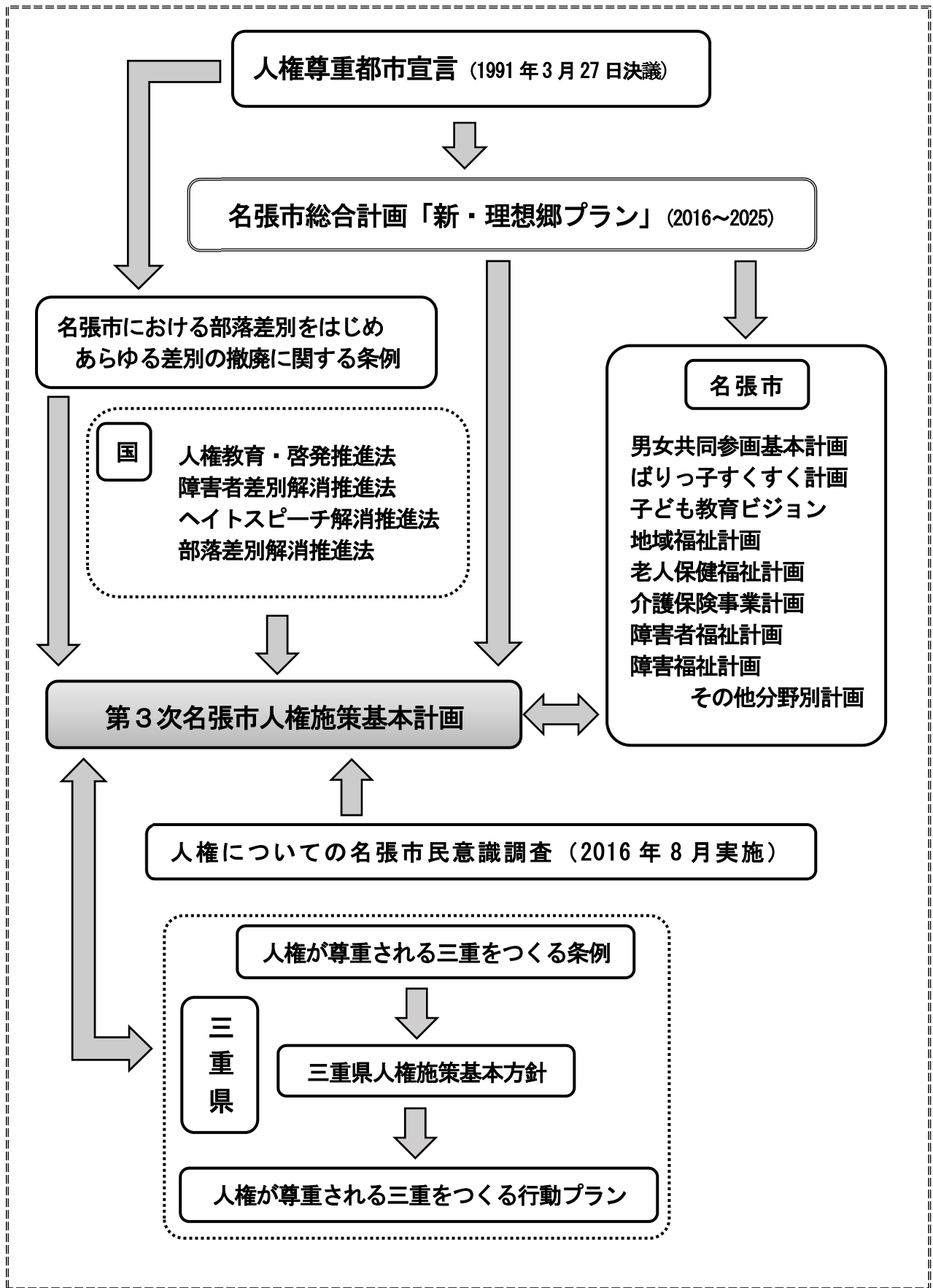
◇ 施策体系

横 断 的 施 策	(1) 人権教育・人権啓発の推進
	(2) 相談機能の充実
	(3) 調査研究・情報収集・情報提供の充実
	(4) さまざまな主体との協働による取組の推進

↓ ↑ ↓ ↑

分野別施策								
① 部落問題	② 女性の人権	③ 子どもの人権	④ 高齢者の人権	⑤ 障害者の人権	⑥ 外国人の人権	⑦ セクシュアル・マイノリティの人権	⑧ インターネットと人権	⑨ さまざまな人権課題

5 計画の位置付け



基本計画

1 横断的施策

(1) 人権教育・人権啓発の推進

《施策の方向性》

- ① 家庭教育における人権教育・人権啓発の推進
- ② 学校教育における人権教育・人権啓発の推進
- ③ 社会教育における人権教育・人権啓発の推進
- ④ 市職員・教職員・企業などを対象とした人権教育の推進
- ⑤ 地域交流による人権啓発の推進
- ⑥ 人権啓発行事・広報紙・啓発資料等による人権啓発の推進
- ⑦ 関係機関・団体との連携協力
- ⑧ マスメディア等の活用

(2) 相談機能の充実

《施策の方向性》

- ① 相談機関・窓口の連携
- ② 救済・支援体制の整備
- ③ 隣保館の相談機能強化
- ④ 専門相談機関・窓口に関する情報提供
- ⑤ 人権に関わる相談員等の資質向上
- ⑥ 相談の集約と分析、反映

(3) 調査研究・情報収集・情報提供の充実

《施策の方向性》

- ① 効果的な啓発のあり方についての研究
- ② 分野別人権課題に関する情報の収集と提供
- ③ 「人権についての名張市民意識調査」結果の有効活用
- ④ 先進自治体の取組事例の研究

(4) さまざまな主体との協働による取組の推進

《施策の方向性》

- ① 市民の自主的な人権学習活動の支援
- ② 地域づくり組織のまちづくり事業に人権の視点
- ③ 中学校区別人権教育推進協議会の取組支援
- ④ 高等学校別人権教育推進協議会との連携
- ⑤ 名張市市民情報交流センターを拠点とした関係団体等との連携・支援
- ⑥ 名張市人権センターとの連携

2 分野別施策

(1) 部落問題

《施策の方向性》

- ① 「部落差別の解消の推進に関する法律」に関わる取組の推進
- ② 学校教育における部落問題に関する教育の充実
- ③ 地域・職域における部落問題に関する学習機会の提供
- ④ 部落問題に関する研修会・学習会・啓発行事の実施
- ⑤ 隣保館・教育集会所・児童館（隣保館等）機能の充実
- ⑥ 相談機能の充実
- ⑦ 人権関係機関・団体等との連携・協働
- ⑧ 一般施策を活用した取組の推進

(2) 女性の人権

《施策の方向性》

- ① 男女共同参画の推進
- ② 市の政策・施策決定過程への参画
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 相談・支援体制の充実
- ⑤ 女性の労働環境の整備

(3) 子どもの人権

《施策の方向性》

- ① 子どもの人権に関する啓発・情報提供
- ② 子どもの権利擁護
- ③ 総合的で切れ目のない子育て支援（名張版ネウボラ）
- ④ 子どもの貧困対策
- ⑤ 子ども自身が利用できる相談窓口の充実と情報提供
- ⑥ 学校教育の充実
- ⑦ いじめ等人権侵害に関わる相談・支援体制の充実
- ⑧ 安全な子どもの居場所づくり
- ⑨ 不登校児童生徒及びその保護者への支援

(4) 高齢者の人権

《施策の方向性》

- ① 高齢者の人権に関する啓発・情報提供
- ② 虐待防止と権利擁護
- ③ 相談・支援体制の充実
- ④ 介護サービスの充実
- ⑤ バリアフリーの推進
- ⑥ 社会活動への参画促進
- ⑦ 就業機会の拡大
- ⑧ 健康づくり・介護予防の推進
- ⑨ 災害時支援体制の整備

(5) 障害者の人権

《施策の方向性》

- ① 障害者の人権に関する啓発・情報提供
- ② 虐待防止と権利擁護
- ③ 相談・支援体制の充実
- ④ 社会参加・交流の促進
- ⑤ 特別支援教育の充実
- ⑥ 障害者雇用の促進・自立支援
- ⑦ 保健・医療の充実
- ⑧ 福祉サービスの充実
- ⑨ 災害時支援体制の整備

(6) 外国人の人権

《施策の方向性》

- ① 外国人の人権に関する啓発・情報提供
- ② 相談・支援体制の充実
- ③ 学校教育における支援と国際理解教育の推進
- ④ 参加・交流事業への支援
- ⑤ 外国人労働者の適正雇用と適正就労
- ⑥ 「ヘイトスピーチ解消推進法」に関する取組

(7) セクシュアル・マイノリティの人権

《施策の方向性》

- ① セクシュアル・マイノリティの人権に関する啓発・情報提供
- ② 学校教育における児童生徒への配慮
- ③ 行政職員の理解促進のための研修
- ④ 支援のあり方に関する先進自治体の事例研究
- ⑤ 性別記載や性別分類等に関する調査・研究
- ⑥ 相談体制の整備

(8) インターネットと人権

《施策の方向性》

- ① インターネットと人権に関する啓発・情報提供
- ② 発達段階に応じた情報モラル教育の推進
- ③ インターネット上の人権侵害書込みモニタリング
- ④ 行政職員・教職員等の理解促進のための研修
- ⑤ 相談体制の充実

(9) さまざまな人権課題

- ◇ HIV感染者やエイズ患者、ハンセン病回復者の人権
- ◇ 犯罪被害者とその家族の人権
- ◇ 刑を終えて出所した人の人権
- ◇ アイヌの人々の人権
- ◇ ホームレスの人権

◇ 北朝鮮当局による人権侵害問題

◇ 災害被災者の人権

《施策の方向性》

- ① さまざまな人権課題についての正しい理解を深める教育・啓発
- ② さまざまな人権課題についての情報提供の充実
- ③ 相談体制の充実

推進体制

1 庁内推進体制

各部署において所管する行政計画の着実な進行が本計画の推進につながります。人権尊重を基本とした行政運営のため、人権推進本部（庁議構成員）を中心に、関連部署の連携の下、人権施策の総合的かつ計画的な推進に取り組めます。

2 国、県、関係機関・団体との連携

市民や人権に関わる市民団体、事業者などとの連携を強化します。また、国や県、近隣自治体との連携強化を図り、情報収集、情報交換、人権施策の事例研究などを行います。

3 人権施策の進行管理

行政評価制度と連動しながら名張市人権推進本部において取組状況を把握し、名張市差別撤廃審議会へ定期的に報告します。

名張市差別撤廃審議会において定期的に計画の進捗状況の確認・評価を行います。

策定経過

年 月 日	概 要
2016（平成28）年	
6月23日	2016年度第1回 名張市差別撤廃審議会 ○ 人権についての名張市民意識調査の実施について
8月1日	人権についての名張市民意識調査開始（～8月26日）
2017（平成29）年	
2月21日	2016年度第2回 名張市差別撤廃審議会 ○ 人権についての名張市民意識調査結果について ○ 基本計画の骨格について
5月17日	2017年度第1回 名張市差別撤廃審議会 ○ 基本的な考え方、名張市の現状と課題について
10月11日	2017年度第2回 名張市差別撤廃審議会 ○ 横断的施策、分野別施策、推進体制、資料編について
12月20日	2017年度第3回 名張市差別撤廃審議会 ○ これまでの議論を踏まえて素案の最終確認
2018（平成30）年	
1月10日	主管室長会議
1月16日	庁議
1月25日	教育民生委員会協議会

＝概要版＝

第3次 名張市人権施策基本計画

名張市役所 地域環境部 人権・男女共同参画推進室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

TEL 0595-63-7909

FAX 0595-64-2560

e-mail kyodo@city.nabari.mie.jp

